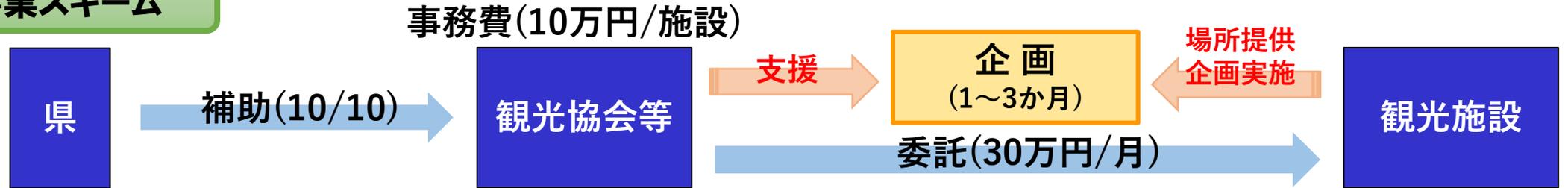


観光施設継続支援事業の概要について

新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少が著しい観光施設の人材・資産を活用し、地域・観光情報の発信や企画展示等を各観光施設と連携して実施するもの

◎事業スキーム



◎補助内容

補助先…県内観光協会等(人員等の都合により難しい場合は、県内観光協会及び市町村が推薦する者も可とする)
補助額…1施設あたり100万円(上限額) (内訳：観光施設への委託90万円(30万円×3か月)+事務費10万円)

◎支援対象

新型コロナウイルスの影響による遊休人材・資産(休業施設や営業中の施設の空きスペース)を有する県内観光施設

◎令和元年度(事業年度)に施設が観光客の利用(年間1万人以上又は観光体験を行っている場合は年間500人以上(専ら外国人を対象とするもの場合100人以上))に供し、90万円以上の事業収入を得ていること

◎令和3年1月から6月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかにあてはまること。

- ① 1か月の売上が前年又は前々年の同じ月と比較して50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上の合計が前年又は前々年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減少

※第三セクター、指定管理者、市町村の外郭団体が運営する施設も対象(直営は除く)

◎補助事業

- (1) 県・観光協会が提供するパンフレット等の設置
- (2) 観光や地域活性化につながる企画(以下のいずれか)
 - ① 観光資源・特産品の魅力を活かした企画展示
 - ② 小規模の体験・イベント
 - ③ その他、知事が特に必要と認める事業



企画展示



小規模の体験・イベント



観光ポスター・イベント案内の掲示

◎補助対象外施設

施設の種類	例外として対象とするもの
県有施設又は県の外郭団体が運営する施設	
市町村直営施設	
商業施設	道の駅及びこれに準ずるもの（海の駅や道の駅と類似する目的・機能を持つもので大規模駐車場（2,000㎡以上）を有するもの）
飲食店	主に観光客を対象とした体験を実施するもの その店舗自体を目的とした団体観光客を恒常的に受け入れているもの
小売店	
宿泊施設	
入浴施設	
寺社	
運動施設	
公園	有料観光施設を有するもの
公立文化施設	ホール・会議室等の利用者数を含めず、別途有料観光施設の利用者数があるもの
キャンプ場	
屋外	